

宇都宮市
第 1 1 期分別収集計画

令和 7 年 1 0 月策定
(令和 8 年 1 0 月変更)

宇都宮市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的な方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3～4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民、事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

具体的には、一般廃棄物の最終的な処理責任は市町村にあるものの、ごみは市民生活や事業活動に密着するものであることから、生産、流通、消費、廃棄など各段階において、環境や資源に配慮して、ごみの発生を抑制し、再資源化を推進する環境負荷の少ない社会の仕組みをつくっていくことである。

本市においては、平成22年4月から、プラスチック製容器包装等の分別収集を開始し、現在は「5種14分別」により市民の分別収集に対するさらなる意識醸成を図り、ごみの減量化・資源化に取り組んでいる。このような中、国においては、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたところであり、国際的な海洋プラスチック問題に対応するなど、ごみの減量化・資源化の推進に向けた容器包装廃棄物の適正処理の確保は、より一層重要な課題となっている。

この計画は、以上の状況に鑑み、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（いわゆる容器包装リサイクル法。以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を推進し、資源の有効利用と最終処分量の削減を目的として、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

この計画の推進により、容器包装廃棄物のさらなる減量化・資源化を推進するとともに、最終処分場を始めとするごみ処理施設の延命化や、ごみ処理に係る環境負荷の軽減を図り、資源循環型社会の形成の実現を目指すものである。

2 基本的な方向

この計画を実施するに当たり、基本的な方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制の推進
- ② 容器包装廃棄物の分別収集による資源化（再使用，再生利用，熱回収）の推進
- ③ 容器包装廃棄物の適正処理の推進
- ④ 市民，事業者，行政の適正な役割分担に基づく容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- ⑤ 処理体制の広域連携

3 計画期間

本計画は，計画の期間を令和 8 年 4 月から令和 1 3 年 3 月までの 5 年間とし，3 年ごとに改定する。

4 対象品目

この計画は，容器包装廃棄物のうち，以下のものを対象品目とする。

- ・ スチール製の容器（スチール缶）
- ・ アルミニウム製の容器（アルミ缶）
- ・ ガラス製の容器で無色のもの（無色ガラスびん）
- ・ ガラス製の容器で茶色のもの（茶色ガラスびん）
- ・ ガラス製の容器でその他のもの（その他ガラスびん）
- ・ 紙製の容器であって飲料等を充てんするためのもの（原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。紙パック）
- ・ 段ボール製の容器（段ボール）
- ・ ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）
- ・ プラスチック製の容器包装（上記「ペットボトル」以外のもの。白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）を含む。）
- ・ 製品プラスチック

なお，紙製の容器包装については，雑誌・その他の紙と併せて分別収集を行い，再商品化をしているため，この計画の対象品目としていない。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量は、市が収集運搬、又は直接搬入する量に加え、自治会等が行う集団回収による量も含み見込んだものである。

(単位：t／年)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
容器包装廃棄物	36,053	35,881	35,707	35,531	35,350
製品プラスチック	418	418	418	418	418

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら推進する。

(1) プラスチックごみの発生抑制の推進（プラスチックとの上手な付き合い方の推進）

プラごみゼロ宣言（※）や、宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（プラスチック・スマートプロジェクト）に基づき、マイバッグ・マイボトル、詰替商品の利用促進、過剰包装の抑制などにより、代替可能な使い捨てプラスチック製容器包装の使用削減に取組み、容器包装廃棄物の発生を抑制する。

※ プラごみゼロ宣言 個人・企業・行政などが主体となって、それぞれの立場で取組を行い、プラスチックと上手に付き合うことを栃木県内全市町で共同宣言したもの（令和元年）

(2) 環境教育、啓発活動の充実

3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、様々な世代を対象とした環境教育の充実を図る。さらに、市民の分別協力度や分別精度の向上を図るため、様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発に取り組んでいく。

ア 環境教育

- ・ 学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組み
- ・ 小学校４年生用の社会科補助教材の作成とそれを利用した教育
- ・ ３Ｒの理解促進に向けた環境出前講座の開催
- ・ ごみ処理施設，リサイクル施設等の見学会の開催

イ 啓発活動

- ・ 広報紙やホームページ，デジタルサイネージ（バス停等）など，様々な媒体を活用した周知啓発
- ・ 各種イベントでの啓発活動
- ・ 「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットの作成配布
- ・ 自治会等における分別講習会を通じた意識啓発

(3) エコショップ等認定店制度の推進

商品の簡易包装化，通い箱による納入等，商品販売の段階でのごみの発生抑制などに積極的に取り組む小売店舗，飲食店舗を「宇都宮市エコショップ」「宇都宮市エコレストラン」として認定し，取組内容を市民に広報することにより，市民，事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の醸成及び行動の定着を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市民の協力度，ごみ処理施設等の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。

また，市民の協力度，本市の収集体制，中間処理施設における選別処理ライン等を勘案し，収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
・主としてスチール製の容器	・資源物（びん・缶類）
・主としてアルミ製の容器	
・主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器 	
・主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。）	・資源物（紙パック）
・主として段ボール製の容器	・資源物（段ボール）
・主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	・資源物（ペットボトル）
・主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	・資源物（白色トレイ）
	・資源物（ペットボトル，白色トレイ以外のプラスチック製容器包装）
・プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	・製品プラスチック

8 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器		490.89t		488.34t		485.80t		483.27t		480.76t	
主としてアルミ製の容器		611.31t		608.13t		604.97t		601.82t		598.69t	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		331.06t		329.34t		327.63t		325.93t		324.24t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		0t	331.06t	0t	329.34t	0t	327.63t	0t	325.93t	0t	324.24t
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		396.69t		394.63t		392.58t		390.54t		388.51t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		0t	396.69t	0t	394.63t	0t	392.58t	0t	390.54t	0t	388.51t
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		154.19t		153.39t		152.59t		151.80t		151.01t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		154.19t	0t	153.39t	0t	152.59t	0t	151.80t	0t	151.01t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。)		91.93t		91.45t		90.97t		90.50t		90.03t	
主として段ボール製の容器		3,196.82t		3,180.20t		3,163.66t		3,147.21t		3,130.84t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、又はしょうゆその他の主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1,493.31t		1,485.54t		1,477.82t		1,470.14t		1,462.50t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		1,493.31t	0t	1,485.54t	0t	1,477.82t	0t	1,470.14t	0t	1,462.50t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2,303.33t		2,291.35t		2,279.43t		2,267.58t		2,255.79t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		2,303.33t	0t	2,291.35t	0t	2,279.43t	0t	2,267.58t	0t	2,255.79t	0t
	(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		3.85t		3.83t		3.81t		3.79t		3.77t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		3.85t	0t	3.83t	0t	3.81t	0t	3.79t	0t	3.77t	0t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0t		418.00t		418.00t		418.00t		418.00t	
		引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量	引渡 量	独自処理 量
		0t	0t	418.00t	0t	418.00t	0t	418.00t	0t	418.00t	0t

9 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 下記の人口増減率を，直近年度（令和6年度）の実績に乘じ，令和7年度の見込みを算出する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
- ② 同様に，Aに下記の人口増減率を乗じる形で，令和8年度から令和12年度までの見込みを算定する。

なお，人口変動率は，「宇都宮市資料（政策審議室令和5年7月推計）」における人口推計により，次のとおり設定した。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
507,434 人	504,784 人	502,033 人	499,214 人	496,355	493,409 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.96%	99.48%	99.46%	99.44%	99.43%	99.41%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬 段階	選別保管 等段階
主としてスチール製の容器	資源物 (びん・缶類)	委託業者 (定期 収集)	委託業者
主としてアルミ製の容器			
主としてガラス製の容器 (無色)			
主としてガラス製の容器 (茶色)			
主としてガラス製の容器 (その他)			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物（紙パック）		
主として段ボール製の容器	資源物（段ボール）		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源物 (ペットボトル)		
主としてプラスチック製の容器包装、製品プラスチックであって上記以外のもの	資源物 (白色トレイ)		
	資源物（ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装、製品プラスチック）		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、現行の処理施設を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運 搬段階	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	資源物 （びん・缶類）	透 明 ・ 半 透 明 袋	パ ッ カ ー 車	リサイクル プラザ （選別・圧 縮・保管）
主としてアルミ製の容器				
主としてガラス製の容器（無色）				
主としてガラス製の容器（茶色）				
主としてガラス製の容器（その他）				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物 （紙パック）	紐 か け 又 は 透 明 ・ 半 透明袋	平 ボ デ ィ 車	委託業者工場 （選別・圧 縮・保管）
主として段ボール製の容器	資源物 （段ボール）	紐かけ		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源物 （ペットボトル）	透 明 ・ 半 透 明 袋	パ ッ カ ー 車	リサイクル プラザ （選別・圧 縮・保管）
主としてプラスチック製の容器包装、製品プラスチックであって上記以外のもの	資源物 （白色トレイ）			プラスチッ ク製容器包 装資源化施 設 （選別・圧 縮・保管）
	資源物（ペット ボトル、白色ト レイ以外のプラ スチック製容器 包装、製品プラ スチック）			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、次の取組を行う。

- (1) 容器包装廃棄物のさらなる資源化を推進するため、自治会等の資源物集団回収活動に対する支援を継続して実施する。
- (2) 市民の分別協力度や理解の向上に向けて、地域のごみ問題の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を促進していく。
- (3) 市民や事業者、各種団体代表者等で構成される「宇都宮市廃棄物減量等推進審議会」において、ごみの減量化や再資源化等に関する現在の取組や今後の方向性について意見等を聴取する。
- (4) 分別収集計画の実行性を担保するため、毎年度、分別収集による再資源化の実績を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていく。